

独立行政法人国立女性教育会館の中期計画

平成23年3月31日
(平成27年3月27日変更)
(平成27年12月1日変更)
文部科学大臣認可

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上

(1) 基幹的指導者に対する研修等の実施

- ①地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学、企業等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い参加型の実践的な研修を実施する。なお、実施に当たっては研修の対象者や課題等を厳選する。
- ②研修実施に当たり、参加者の85%以上からプラス評価を得る。
- ③研修効果の普及状況を的確に把握するため、事後に実施するフォローアップ調査の回収率を高めるとともに、研修成果の活用について回答者の80%以上からプラス評価を得る。
- ④全国的な波及効果を促進するため、参加者の地域的なバランスを改善する。

(2) 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム・研修資料の作成

- ①男女共同参画及び女性教育に関する基幹的指導者の資質・能力の向上に必要な事項等について調査研究を行い、調査に基づく学習プログラムや研修資料を毎年作成し、研修等を通じて普及する。
- ②事後に実施するフォローアップ調査の充実を図り、研修の成果を的確に把握することにより、研修内容を見直す。

2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及

(1) 喫緊の課題に関する先駆的調査研究の実施

- ①男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば、女性の活躍による社会の活性化、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画推進、男性の家庭・地域への参画促進、生涯を見通した総合的なキャリア教育等）に関する調査研究を、調査テーマごとに一定の時限を設けて実施する。
- ②それらの成果をもとに、適宜調査研究内容の見直しを行い、学習プログラムや研修資料を毎年作成する。
- ③調査研究を活用した研修・交流事業への参加者の85%以上から学習プログラム・研修資料に関するプラスの評価を得る。

(2) 喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的研修の実施

- ①男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者を対象として、同課題に係る先駆的で参加型の実践的研修を一定の時限を設けて実施する。なお、研修の実施に当たっては、研修の趣旨に応じて研修の対象者等を厳選する。
- ②研修実施に当たり、参加者の85%以上からプラスの評価を得る。
- ③研修効果の普及状況を的確に把握するため、事後に実施するフォローアップ調査の回収率を高めるとともに、研修成果の活用について回答者の80%以上からプラス評価を得る。
- ④フォローアップ調査の充実を図り、研修の成果を的確に把握することにより、研修内容を見直す。
- ⑤地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に企画・実施する力を育成するため、地域の女性関連施設等と協働して、地域の実情に応じた学習プログラムを開発し、それに基づいたモデル的研修を実施する。

3 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等

(1) 地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的な研究の成果の提供

- ①男女共同参画・女性教育・家庭教育に係る統計等に関する調査研究を行い、3年ごとに「男女共同参画統計データブック」、毎年「統計リーフレット」を刊行する。さらに、男女共同参画統計を理解するための研修資料を対象別に作成する。
- ②統計調査の成果を提供する「男女共同参画統計ニュースレター」の配信先を中期目標期間中に2千件まで拡充し、成果を普及する。
- ③基幹的指導者の資質・能力の向上及び喫緊の課題をテーマとして実施した調査研究の成果について、ホームページや地域共同リポジトリ等を通じて普及する。

(2) 全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築、資料

等の提供

- ①男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する図書・雑誌・地方行政資料等を収集・整理し、文献情報データベースを通じて迅速に目録情報を公開・提供する。
- ②特に、全国の女性関連施設等の有する女性教育に関するプログラムなど、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集に重点化を図り、ポータルとデータベースの利便性を向上し提供する。
- ③中期目標期間中に、データベース化件数については累計60万件以上、アクセス件数については年間30万件以上を達成する。
- ④情報センターが所蔵する図書を、男女共同参画社会の形成に関するテーマごとにパッケージ化し、中期目標期間中に累計20箇所以上の女性関連施設や大学等に貸し出すことで学習者への支援を行う。

(3) 女性アーカイブ機能の充実

- ①男女共同参画社会の形成に顕著な業績を残した女性に関するアーカイブを充実し、女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに5千点以上収集する。収集した史・資料は計画的に整理し、デジタル加工を施すなどにより、インターネット等で提供する。
また、中期目標期間中に展示室への入室件数について累計5万件以上を達成する。
- ②女性アーカイブの企画展を中期目標期間中に5機関以上と連携して実施する。
- ③女性アーカイブの保存・提供に携わる実務者を対象に、具体的な保存技術や整理方法の研修を実施し、中期目標期間中に女性アーカイブの基本知識を伝える学習の場を100名以上に提供するとともに、実務者同士の情報交換の場を提供することでネットワークづくりを推進し、全国的に女性関連史・資料の保存のための基盤作りを支援する。

4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等や関係府省との連携協力の推進

(1) 国内の関係機関・団体等との協働事業の実施

女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関連する国内の関係機関、団体等との協力体制を充実させる。特に、教育の対象者・対象機関を成人女性・女性教育団体から男性、若年層、教育界、経済界等に広げることを含め、中期目標期間中に累計35機関以上と協働で研修事業等に取り組み、連携による、より効果的な事業を実施する。

(2) 関係府省との連携強化

内閣府、厚生労働省、経済産業省等の各関係府省との連絡会を開催し、各関係府省で実施した取組や実施予定の取組等の情報を共有し、具体的な連携を充実させる。各種事業を実施する際には、関係府省から企画について助言を得る、施策説明等

により参画いただく等内容面での充実を図るとともに、後援を得る、各府省のルートでの周知を図る等広報面での協力を得る。

(3) 交流機会の提供による会館を中心としたネットワークの構築

- ①全国各地で男女共同参画及び女性教育を推進する活動に携わる地方公共団体、女性関連施設、女性団体等の担当者や喫緊の課題の解決に取り組む研究者等に対し交流の機会を提供するため、1千名以上の参加を募る全国フォーラムを開催する。なお、交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。
- ②研修修了生等が地域に戻って実践したことを報告し合い学習する機会を設定し、地域におけるネットワークの形成を促進するとともに、会館と地域との連携を強化する。
- ③会館ボランティアに対し、主催事業への参加の機会を充実させるなど、その活動を支援する。

5 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進

(1) 男女共同参画及び女性教育に関する国際協力・連携に資する研修の実施

- ①男女共同参画及び女性教育に関する国際的な人材育成の拠点として、女性のエンパワーメント支援のために、開発途上国、特に国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国の行政・教育担当者及び民間団体等、関係団体の指導者に対する男女共同参画及び女性教育に関する参加型の実践的な研修を実施し、参加者の90%以上からプラス評価を得る。
- ②男女共同参画の推進に関する喫緊の課題をテーマとしたシンポジウムを開催し、参加者の85%以上からプラス評価を得る。
- ③研修修了生等による出身国での成果の活用についての調査を行い、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、研修内容等の見直しを行う。

(2) 地球規模の課題についての調査研究の実施

- ①これまで実施してきた人身取引に関する調査研究の成果を踏まえ、国内に在住する「外国人女性」に焦点をあて、暴力、子どもの教育、生活上の困難等への支援に資する調査研究を実施する。
- ②これまで構築してきた海外との協力体制を強化しつつ、地球規模の課題について、中期目標期間中に海外の5機関以上と連携した調査研究・事業を実施し、インターネット等を通じてその成果を国際的に発信する。

(3) 国際的なネットワークの構築

研修修了生等のつながりを一層強め、会館を中心としたネットワークを構築するため、研修終了後も双方向の情報交換・議論を行い、研修修了生等から提供されたアジア太平洋地域における男女共同参画のための先進的な取組を日本国内に普及さ

せる。

6 会館利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

(1) 利用者への学習支援

- ①職員の専門性を活かしたきめ細かな事前指導を充実し、利用者のニーズに応じた研修プログラム作成を支援する。
- ②会館が提供するプログラム等を利用した者にアンケートを実施し、活用状況等を踏まえ、必要に応じプログラム等の内容を見直す。
- ③多様化、高度化した学習需要に対応するため、これまでの情報提供の内容や方法を見直し、系統化した情報提供を行うとともに、その内容をインターネット上で学習教材として提供する。

(2) 利用の拡大

- ①毎年、利用拡大戦略を作成し、大学・企業等からの利用を促進し、利用を拡大する。
- ②宿泊室利用率について、平成27年度までに55%以上を達成する。

(3) 国民への情報発信

広く国民に対し、男女共同参画及び女性教育に関する情報をより分かりやすく提供するため、会館ホームページに掲載する情報の整理、見直しを行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 適切な法人運営体制の充実

(1) ガバナンス・内部統制の充実

- ①理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や内包している課題等の情報を職員全員に共有・伝達するため、定期的に運営会議、館内研修等を開催する。
- ②会館を取り巻くリスクの把握、分析等を行い、定期的に運営会議に報告するとともに、リスク低減に向けた規程等を充実させ、職員全員に周知徹底する。
- ③法人業務の有効性・効率性、法令の遵守、財務会計の透明性等の観点から、定期的にモニタリングを行う。また、その結果について役職員に周知を図り、必要に応じて組織運営の改善に反映させる。
- ④外部の有識者及び関係府省からなる「国立女性教育会館運営委員会」において、毎年度の事業計画や事業実施状況など会館の事業運営に関する基本的な事項等について協議を行い、「国立女性教育会館運営委員会」から理事長への助言を受け、事業運営を行う。
運営委員会の委員については、幅広い視野から協議・助言を実施するため、委員候補について関係府省に推薦を求める。

2 人件費・管理運営の適正化

(1) 人件費・管理運営の適正化

①人件費については、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組み及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、見直す。

さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

②業務運営の見直しと自己収入等の増加に向けた努力を不断に行い、中期目標期間中に、一般管理費（公租公課及び利用の増加による支出増を除く。）については平成22年度比15%以上、その他の事業費（外部資金で実施する事業及び利用の増加による支出増等を除く。）については平成22年度比5%以上を削減する。

③運動場、テニスコート等の施設については、利用実態・土地形状等を考慮し、研修に真に必要な施設に限定することにより、維持管理費を縮減する。

(2) 保有資産の見直し

①保有資産については、運営会議等において不断の見直しを行い、法人として保有し続ける必要があるかを外部評価委員会等において検証する。

②設置時より埼玉県から借り受けている会館の敷地の面積を見直し、期間中のできる限り早期に敷地の一部を返却する。

3 業務運営の改善及び効率化

(1) 業務運営の改善

効果的・効率的な業務運営を行う観点から、事務・事業の見直し、検証を定期的に運営会議で行い、業務運営に反映させる。

また、積極的に事務事業の外部委託を進めるとともに、必要に応じて組織の再編整理等を行う。

さらに、利用者の増加とサービスの向上等を目的として、平成27年度から宿泊・研究施設等の管理運営についてPFIを導入する。

(2) 人材育成、多様な人材の活用

①毎年、研修計画を策定し、業務に即応した能力開発及び専門性を高めるための職員研修を実施する。

②関係機関・団体等との人事交流や客員研究員等外部人材の活用など、多様な人材を確保することにより、組織を活性化する。

4 業務運営の点検・評価

(1) 自己点検・評価等による業務の改善

- ①業務全般について、参加者や利用者等の評価を踏まえ、自己点検・評価を実施し、その結果を的確に事業に反映させる。
- ②適時適切に外部評価を受け、業務に関する客観的意見も取り入れ、業務の改善を不断に行う。
- ③評価結果は、ホームページを通じて公表するとともに、事業の活性化・効率化を図るために積極的に活用する。

Ⅲ 予算・収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な運営を行う。また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算により運営する。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

(1) 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

(2) 外部資金の導入

科学研究費補助金等の申請や国・民間企業等からの受託事業等の積極的な受け入れを行い、外部資金を確保する。

(3) 自己収入の拡大

積極的な広報活動や新たな利用者層の開拓、寄付金の拡大など自主的な取組のほか、受益者の負担を適正なものとする観点から、情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入すること等により、自己収入を拡大する。

Ⅴ 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合や受託事業に係る立替えが生じた場合、短期借入することができることとし、限度額は1億4千万円とする。

Ⅵ 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VII 剰余金の使途

- 1 研修事業の充実
- 2 情報資料の収集・提供の充実
- 3 調査研究事業の充実
- 4 交流事業の充実

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

4 施設・設備の計画的整備、快適な環境構築

①長期的視野に立った保守・管理を行うとともに、利用者が安全で快適に利用できる環境を提供するため、必要な施設・設備の改修等を計画的に進める。

②施設の有効活用のための工夫に努めるべく、個々の施設の有用性についての検証を行い、具体的措置を講ずる。

その他、別紙4のとおり

5 情報セキュリティ体制の充実

情報の安全管理を徹底するため、セキュリティポリシーの見直しを定期的に行うとともに、職員研修を実施する。

6 中期目標期間を超える債務負担

電子計算機の賃貸借期間：平成26年1月1日から平成30年

12月31日までの5年間

平成23年度～平成27年度中期計画予算

(単位:百万円)

| 区 別 | 金 額 |
|-------------|-------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 2,710 |
| 施設整備費補助金 | 144 |
| 入場料等収入 | 614 |
| 受託収入 | 25 |
| 計 | 3,493 |
| 支出 | |
| 業務経費 | 1,833 |
| うち研修関係経費 | 1,338 |
| うち調査・研究関係経費 | 128 |
| うち情報関係経費 | 367 |
| 施設整備費 | 144 |
| 受託経費 | 25 |
| 一般管理費 | 1,491 |
| 計 | 3,493 |

[人件費の見積り]

期間中総額898百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

別 紙

1. 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = (P_1(y) \times \alpha_1 (\text{係数})) + (P_2(y) \times \alpha_2 (\text{係数})) \\ + (R_1(y) - \varepsilon_1(y) \times \alpha_1 (\text{係数})) + (R_2(y) - \varepsilon_2(y) \times \alpha_2 (\text{係数})) \\ + \varepsilon_1(y) + \varepsilon_2(y) - B(y) \times \lambda (\text{係数})$$

A(y)：当該事業年度における運営費交付金

$\alpha_{1,2}$ ：効率化係数。各独立行政法人について計画的削減を行うこととされている観点から、業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

λ ：収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

1) 人件費

毎事業年度の管理経費の人件費（ P_1 ）及び事業経費の人件費（ P_2 ）については、以下の数式により決定する。

$$P_{1,2}(y) = P_{1,2}(y-1) \times \sigma (\text{係数})$$

$P_{1,2}(y)$ ：当該事業年度における人件費。 $P_{1,2}(y-1)$ は直前の事業年度における $P_{1,2}(y)$ 。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率、給与改善率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注）当該法人における退職手当については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程及び独立行政法人国立女性教育会館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される金額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の管理経費の業務費（ R_1 ）及び事業経費の業務費（ R_2 ）については、以下の数式により決定する。

$$R_{1,2}(y) = (R_{1,2}(y-1) - \varepsilon(y-1)) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) + \varepsilon_{1,2}(y)$$

$R_{1,2}(y)$ ：当該事業年度における業務経費。 $R_{1,2}(y-1)$ は直前の事業年度における $R_{1,2}(y)$ 。

$\varepsilon_{1,2}(y)$ ：特殊業務経費（管理及び事業経費）。施設・設備の改修工事、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。 $\varepsilon_1(y-1)$ は直前の事業年度における $\varepsilon_1(y)$ 。

β ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ ：業務政策係数。自己収入に見合う支出を勘案し、また、研究開発の場合には、計画期間中の初期に大きな投資が必要であること、事業の進展により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3) 受託事業等経費（受託事業実施に伴う間接経費を含む）

毎事業年度の受託事業経費（F）については、以下の数式により決定する。

$$F(y) = F(y-1) \times \omega \text{ (係数)}$$

F(y)：当該事業年度における受託事業収入の見積り。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。
ω：受託収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4) 受託事業収入

毎事業年度の受託事業経費（F）については、以下のとおりとする。

$$F(y) = F(y-1) \times \omega \text{ (係数)}$$

5) 自己収入

毎事業年度の自己収入（B）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \delta \text{ (係数)}$$

B(y)：当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。
δ：自己収入政策係数。過去の実績等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記] 前提条件

1. 運営費交付金の試算にあたっての係数値

【平成23年度】

α₁：効率化係数：△3.20%
β：消費者物価指数：勘案せず
ω：受託収入政策係数：勘案せず
σ：人件費調整係数：勘案せず

α₂：効率化係数：△1.03%
γ：業務政策係数：△0.72%
δ：自己収入政策係数：14.61%
λ：収入調整係数：0%

【平成24年度以降】

α₁：効率化係数：△3.20%
β：消費者物価指数：勘案せず
ω：受託収入政策係数：勘案せず
σ：人件費調整係数：勘案せず

α₂：効率化係数：△1.03%
γ：業務政策係数：勘案せず
δ：自己収入政策係数：2.4%
λ：収入調整係数：0%

平成23年度～平成27年度収支計画

(単位:百万円)

| 区 別 | 金 額 |
|--------------|-------|
| 費用の部 | |
| 経常費用 | 3,403 |
| 業務費 | 1,858 |
| 一般管理費 | 1,510 |
| 減価償却費 | 35 |
| 財務費用 | — |
| 臨時損失 | — |
| 収益の部 | |
| 運営費交付金収益 | 2,695 |
| 入場料等収入 | 614 |
| 受託収入 | 25 |
| 施設費収益 | 34 |
| 寄附金収益 | — |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 35 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | — |
| 純利益 | — |
| 目的積立金取崩額 | — |
| 総利益 | — |

[注記]

当該法人における退職手当については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程及び独立行政法人国立女性教育会館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

平成23年度～平成27年度資金計画

(単位:百万円)

| 区 別 | 金 額 |
|-----------------|-------|
| 資金支出 | |
| 業務活動による支出 | 3,367 |
| 投資活動による支出 | 61 |
| 次期中期目標の期間への繰越金 | - |
| 資金収入 | |
| 業務活動による収入 | |
| 運営費交付金による収入 | 2,710 |
| 入場料等収入 | 614 |
| 受託収入 | 25 |
| 投資活動による収入 | |
| 施設費による収入 | 80 |
| 前期中期目標の期間よりの繰越金 | - |

平成23年度～平成27年度施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財源 |
|----------------------|----------|----------|
| 機能性向上改修 排水処理施設の改修 | 144 | 施設整備費補助金 |
| 計 | 144 | |

[注記]

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。